

労働基準関係法令違反に係る公表事案

大分労働局

最終更新日：令和6年2月末日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
大進（株）	大分県大分市	R5. 11. 1	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第564条	高さ約10mの構造の足場組立て作業で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく労働者に足場材の受渡しの作業を行わせたもの。	R5. 11. 1送検
上野林業	大分県臼杵市	R6. 2. 5	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則477条	立木を伐倒しようとする労働者に、立木の胸高直径が20センチメートル以上であるときは、伐根直径の4分の1以上の深さの受け口を作った上で、伐倒させなければならないにもかかわらず、これを行わせなかったもの。	R6. 2. 5送検
山忠商店（株）	大分県大分市	R6. 2. 16	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	労働者が天井クレーンの走行車輪の潤滑作業を行うに当たり、労働者に危険を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、同天井クレーンを停止せずに同作業を行わせたもの。	R6. 2. 16送検
佐藤養豚場	大分県宇佐市	R6. 2. 27	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第101条	スクリーコンベヤーを稼働させながら労働者に豚の糞の回収作業を行わせるに当たり、当該スクリーコンベヤーの回転軸が露出しており、その回転軸部分に接触することによって労働者に危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、当該回転軸部分に覆い等を設けなかったもの。	R6. 2. 27送検